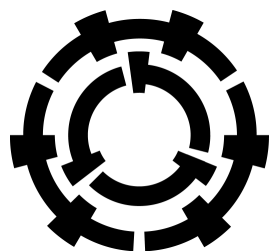


三 郷 市 議 会 議 案



令和 7 年 3 月三郷市議会定例会

議 案 目 次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 2 号	交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解について	3
議案第 3 号	三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	5
議案第 4 号	三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例	7
議案第 5 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	9
議案第 6 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	13
議案第 7 号	市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	30
議案第 8 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第 9 号	三郷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	36
議案第 10 号	三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	46
議案第 11 号	三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	48
議案第 12 号	三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	49
議案第 13 号	三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	53
議案第 14 号	三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	58
議案第 15 号	令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 7 号）	60
議案第 16 号	令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	61
議案第 17 号	令和 6 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	62
議案第 18 号	令和 6 年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	63
議案第 19 号	令和 7 年度三郷市一般会計予算	64
議案第 20 号	令和 7 年度三郷市国民健康保険特別会計予算	65
議案第 21 号	令和 7 年度三郷市介護保険特別会計予算	66
議案第 22 号	令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算	67
議案第 23 号	令和 7 年度三郷市上水道事業特別会計予算	68
議案第 24 号	令和 7 年度三郷市公共下水道事業特別会計予算	69

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税均等割非課税世帯に対し、給付金を支給するため、令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専決第 2 号

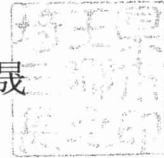
専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度三郷市一般会計補正予算（第6号）

令和 7 年 1 月 17 日

三郷市長 木 津 雅 晟



議案第 2 号

交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解について

次のとおり交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて議決を求める。

1 相手方 住所 *****
氏名 *****

2 事故の概要 令和6年1月18日（木）午後3時23分頃、三郷市上彦名432番地1地先において、公用車が走行中、前方で一時停止していた相手方車両に追突したことにより、相手方車両が損傷し、相手方が負傷した事故である。

3 損害賠償額 3, 091, 831円

4 和解事項 (1) 市は、相手方に対し本件交通事故の損害賠償として、損害額3, 091, 831円を支払うものとする。
(2) 損害賠償金は仮示談時に仮払いし、和解成立後精算する。
(3) 和解成立後、本件について、双方とも一切異議の申立てはしない。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

交通事故に係る損害賠償額の決定及び和解をしたいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び三郷市水道事業の設置等

に関する条例（昭和42年条例第9号）第7条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出するものである。

議案第 3 号

三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

次のとおり三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて議決を求める。

1 指定する郵便局の名称

三郷高州郵便局、三郷戸ヶ崎郵便局、みさと団地内郵便局及び三郷丹後郵便局

2 取扱事務

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該指定期間の満了の3月前までに、三郷市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

三郷市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 4 号

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の
一部を改正する条例

(三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(三郷市税条例の一部改正)

第2条 三郷市税条例（昭和32年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(三郷市都市計画税条例の一部改正)

第3条 三郷市都市計画税条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、関係条例の規定の整理を図りた

いので、この案を提出するものである。

議案第 5 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1編 関係条例の一部改正

(三郷市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 三郷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第3号）

第11条

(2) 三郷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第24号）

附則第5条、第6条及び第7条

(3) 三郷市公害防止条例（昭和50年条例第24号）第34条

(4) 三郷市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和60年条例第14号）

第16条

(5) 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例（平成17年条例第31号）

第22条及び第23条

(6) 三郷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第31号）

第53条、第54条及び第55条

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第23号）第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号

(2) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第6号）第5条の2第3号及び第4号並びに第5条の3第1項第1号及び第3項第1号

(3) 三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）第5条の2第3号及び第4号並びに第5条の3第1項第1号及び第3項第1号

(4) 三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和3

9 年条例第 2 0 号) 第 6 条第 1 号

(5) 三郷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (昭和 4 4 年条例第 2 5 号) 第 5 条第 1 号

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 (昭和 3 1 年条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 4 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。) 第 2 条の規定による改正前の刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。) 第 1 2 条に規定する懲役 (以下「懲役」という。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮 (以下「禁錮」という。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。) 又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留 (以下「旧拘留」という。) が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 5 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者と

みなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等 に伴う経過措置

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第17条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例第5条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第9条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い、関係条例の規定の整理を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第 6 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	261,300	289,300	313,800	341,000	381,400	425,600
2	184,600	231,500	262,300	290,900	315,500	342,900	384,000	428,000
3	185,800	233,000	263,300	292,400	317,200	344,700	386,300	430,500
4	186,900	234,500	264,300	293,900	318,700	346,500	388,500	432,900
5	188,000	236,000	265,300	295,400	320,100	348,200	390,400	434,800
6	189,700	237,500	266,300	296,900	321,400	349,900	392,700	436,900
7	191,300	239,000	267,300	298,300	322,700	351,500	394,800	439,000
8	192,900	240,500	268,300	299,600	324,000	353,200	396,800	441,200
9	194,500	242,000	269,300	300,800	325,300	354,800	398,800	443,100
10	196,200	243,400	270,300	302,300	327,100	356,500	401,100	445,200
11	197,800	244,800	271,300	303,800	328,900	358,100	403,300	447,300
12	199,400	246,200	272,300	305,200	330,600	359,700	405,500	449,200
13	201,000	247,400	273,300	306,600	332,300	361,200	407,700	450,900
14	202,700	248,600	274,300	307,700	334,000	362,900	410,000	452,700
15	204,400	249,800	275,300	308,700	335,700	364,500	412,200	454,600
16	206,100	251,000	276,400	309,900	337,400	366,100	414,500	456,500
17	207,400	252,100	277,400	311,100	339,000	367,700	416,300	458,300

18	209,000	253,200	278,700	312,700	340,700	369,500	418,200	460,100
19	210,600	254,300	280,000	314,300	342,400	371,000	420,100	461,900
20	212,100	255,400	281,200	315,900	344,000	372,600	421,900	463,600
21	213,600	256,400	282,500	317,400	345,500	374,000	423,700	465,400
22	215,200	257,400	283,800	319,000	347,100	375,600	425,500	466,900
23	216,800	258,400	285,000	320,600	348,700	377,200	427,300	468,300
24	218,400	259,400	286,200	322,200	350,200	378,700	429,100	469,800
25	220,000	260,400	287,300	323,700	351,600	380,600	430,700	471,200
26	221,700	261,300	288,500	325,400	353,300	382,500	432,200	472,500
27	223,000	262,200	289,800	327,000	354,900	384,400	433,700	473,800
28	224,300	263,100	291,100	328,600	356,500	386,200	435,200	475,000
29	225,600	263,900	292,400	330,000	357,700	387,700	436,700	476,000
30	226,700	264,700	293,400	331,700	359,200	389,500	438,000	476,700
31	227,800	265,500	294,400	333,400	360,700	391,200	439,300	477,400
32	228,900	266,300	295,500	335,000	362,200	392,800	440,500	478,100
33	230,000	267,000	296,600	336,200	363,900	394,500	441,700	478,800
34	231,100	267,800	297,800	338,100	365,700	395,900	443,000	479,500
35	232,200	268,600	298,900	339,800	367,400	397,300	444,300	480,100
36	233,300	269,300	300,100	341,400	369,100	398,700	445,500	480,700
37	234,400	270,000	301,300	342,900	370,500	400,100	446,700	481,200
38	235,400	270,800	302,600	344,500	371,800	401,300	447,500	481,800
39	236,400	271,600	303,900	346,100	373,000	402,500	448,300	482,400
40	237,300	272,300	305,200	347,700	374,400	403,500	449,100	483,000
41	238,200	273,000	306,500	349,400	375,500	404,600	449,700	483,500
42	239,100	273,800	307,800	351,200	376,400	405,800	450,300	484,000
43	239,900	274,600	309,100	353,000	377,400	406,900	450,900	484,400
44	240,700	275,300	310,400	354,800	378,500	408,000	451,500	484,700
45	241,400	276,000	311,700	356,300	379,300	408,700	452,200	485,000
46	242,000	276,700	313,000	357,700	380,200	409,400	453,000	486,000
47	242,600	277,400	314,300	359,100	381,100	410,100	453,400	487,000
48	243,200	278,100	315,400	360,500	381,900	410,800	454,100	488,000
49	243,800	278,800	316,300	362,000	382,700	411,400	454,600	489,000
50	244,400	279,500	317,600	362,800	383,500	412,000	455,000	490,000
51	245,000	280,200	318,900	363,800	384,300	412,500	455,400	491,000
52	245,500	280,900	320,200	364,800	385,000	412,900	455,800	492,000
53	246,000	281,500	321,400	365,700	385,700	413,300	456,200	493,000
54	246,400	282,200	322,700	366,800	386,400	413,500	456,600	494,000
55	246,700	282,800	323,900	367,700	387,100	413,800	457,000	495,000
56	247,000	283,500	325,100	368,700	387,800	414,100	457,300	496,000
57	247,300	284,100	326,400	369,600	388,300	414,400	457,600	497,000
58	247,600	284,800	327,500	370,300	388,900	414,700	458,000	498,000
59	247,900	285,400	328,600	371,000	389,500	415,000	458,300	499,000
60	248,200	286,100	329,700	371,600	390,200	415,300	458,600	500,000
61	248,500	286,700	330,400	372,000	390,600	415,500	458,900	
62	248,800	287,400	331,300	372,600	391,200	415,800		

63	249, 100	288, 000	332, 000	373, 300	391, 800	416, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	374, 000	392, 300	416, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	374, 300	392, 700	416, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	375, 000	393, 300	416, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	375, 700	393, 900	417, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	376, 300	394, 400	417, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	376, 600	394, 800	417, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	377, 100	395, 300	418, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	377, 700	395, 800	418, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	378, 300	396, 400	418, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	378, 600	396, 700	418, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	379, 200	397, 100	419, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	379, 900	397, 500	419, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	380, 500	397, 900	419, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	380, 900	398, 200	419, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	381, 400	398, 500	420, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	382, 000	398, 800	420, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	382, 500	399, 000	420, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	383, 000	399, 200	420, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	383, 600	399, 500	421, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	384, 100	399, 800	421, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	384, 400	400, 000	421, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	384, 800	400, 200	421, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	385, 300	400, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	385, 700	400, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	386, 100	401, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	386, 500	401, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	387, 000	401, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	387, 400	401, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	387, 800	402, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	388, 100	402, 200			
94		299, 400	347, 400	388, 700				
95		299, 700	347, 800	389, 300				
96		300, 100	348, 200	389, 900				
97		300, 300	348, 400	390, 600				
98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	352, 300					

108		303, 600	352, 700					
109		303, 800	353, 200					
110		304, 200	353, 600					
111		304, 600	353, 900					
112		304, 900	354, 200					
113		305, 100	354, 700					
114		305, 300	355, 100					
115		305, 600	355, 500					
116		306, 000	355, 900					
117		306, 200	356, 400					
118		306, 400						
119		306, 700						
120		307, 000						
121		307, 400						
122		307, 600						
123		307, 900						
124		308, 200						
125		308, 500						

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給 料月額	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第6項を次のように改める。

6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

第4条中第10項を第12項とし、第7項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の2項を加える。

7 前2項の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 第4項から前項までの規定にかかわらず、60歳に達した日以後最初

に到来する4月1日以降に在職する職員の昇給は行わない。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職8級職員に対しては、支給しない。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

第8条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする」を「行政職8級職員にあつては、3,500円）、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間における」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の4第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び第4号」を「次項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「定める額」を「定める額（定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。））にあつては、その額から、その額に規

則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第1号及び第2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額」を「前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額」に改め、同号を同項第3号とし、同条第3項中「第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため」を「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、」に、「交通機関等（第1号）」を「交通機関等（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「前項第1号に掲げる額」を「運賃等相当額」に、「第1号において同じ」を「第1号及び次項において同じ」に改め、同項第1号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「の2分の1に相当する額。」を「に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。））」に改め、同号ただし書を削り、同条中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等

が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」を「定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」に改め、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第18条第1項中「基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績」を「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第18条の3中「第4項から第9項まで、第7条の2、第8条、第9条並びに第9条の3」を「第4項から第11項まで、第7条の2並びに第8条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183, 500	230, 000	265, 300	300, 800	325, 300	361, 200	390, 400	468, 300
2	184, 600	231, 500	266, 300	302, 300	327, 100	362, 900	392, 700	473, 800
3	185, 800	233, 000	267, 300	303, 800	328, 900	364, 500	394, 800	478, 800
4	186, 900	234, 500	268, 300	305, 200	330, 600	366, 100	396, 800	483, 500
5	188, 000	236, 000	269, 300	306, 600	332, 300	367, 700	398, 800	487, 500
6	189, 700	237, 500	270, 300	307, 700	334, 000	369, 500	401, 100	491, 000
7	191, 300	239, 000	271, 300	308, 700	335, 700	371, 000	403, 300	494, 000
8	192, 900	240, 500	272, 300	309, 900	337, 400	372, 600	405, 500	496, 500
9	194, 500	242, 000	273, 300	311, 100	339, 000	374, 000	407, 700	498, 500
10	196, 200	243, 400	274, 300	312, 700	340, 700	375, 600	410, 000	
11	197, 800	244, 800	275, 300	314, 300	342, 400	377, 200	412, 200	
12	199, 400	246, 200	276, 400	315, 900	344, 000	378, 700	414, 500	
13	201, 000	247, 400	277, 400	317, 400	345, 500	380, 600	416, 300	
14	202, 700	248, 600	278, 700	319, 000	347, 100	382, 500	418, 200	
15	204, 400	249, 800	280, 000	320, 600	348, 700	384, 400	420, 100	
16	206, 100	251, 000	281, 200	322, 200	350, 200	386, 200	421, 900	
17	207, 400	252, 100	282, 500	323, 700	351, 600	387, 700	423, 700	
18	209, 000	253, 200	283, 800	325, 400	353, 300	389, 500	425, 500	
19	210, 600	254, 300	285, 000	327, 000	354, 900	391, 200	427, 300	
20	212, 100	255, 400	286, 200	328, 600	356, 500	392, 800	429, 100	
21	213, 600	256, 400	287, 300	330, 000	357, 700	394, 500	430, 700	
22	215, 200	257, 400	288, 500	331, 700	359, 200	395, 900	432, 200	
23	216, 800	258, 400	289, 800	333, 400	360, 700	397, 300	433, 700	
24	218, 400	259, 400	291, 100	335, 000	362, 200	398, 700	435, 200	
25	220, 000	260, 400	292, 400	336, 200	363, 900	400, 100	436, 700	
26	221, 700	261, 300	293, 400	338, 100	365, 700	401, 300	438, 000	
27	223, 000	262, 200	294, 400	339, 800	367, 400	402, 500	439, 300	
28	224, 300	263, 100	295, 500	341, 400	369, 100	403, 500	440, 500	
29	225, 600	263, 900	296, 600	342, 900	370, 500	404, 600	441, 700	
30	226, 700	264, 700	297, 800	344, 500	371, 800	405, 800	443, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	346, 100	373, 000	406, 900	444, 300	
32	228, 900	266, 300	300, 100	347, 700	374, 400	408, 000	445, 500	
33	230, 000	267, 000	301, 300	349, 400	375, 500	408, 700	446, 700	
34	231, 100	267, 800	302, 600	351, 200	376, 400	409, 400	447, 500	
35	232, 200	268, 600	303, 900	353, 000	377, 400	410, 100	448, 300	
36	233, 300	269, 300	305, 200	354, 800	378, 500	410, 800	449, 100	
37	234, 400	270, 000	306, 500	356, 300	379, 300	411, 400	449, 700	
38	235, 400	270, 800	307, 800	357, 700	380, 200	412, 000	450, 300	
39	236, 400	271, 600	309, 100	359, 100	381, 100	412, 500	450, 900	
40	237, 300	272, 300	310, 400	360, 500	381, 900	412, 900	451, 500	
41	238, 200	273, 000	311, 700	362, 000	382, 700	413, 300	452, 200	
42	239, 100	273, 800	313, 000	362, 800	383, 500	413, 500	453, 000	

43	239, 900	274, 600	314, 300	363, 800	384, 300	413, 800	453, 400	
44	240, 700	275, 300	315, 400	364, 800	385, 000	414, 100	454, 100	
45	241, 400	276, 000	316, 300	365, 700	385, 700	414, 400	454, 600	
46	242, 000	276, 700	317, 600	366, 800	386, 400	414, 700	455, 000	
47	242, 600	277, 400	318, 900	367, 700	387, 100	415, 000	455, 400	
48	243, 200	278, 100	320, 200	368, 700	387, 800	415, 300	455, 800	
49	243, 800	278, 800	321, 400	369, 600	388, 300	415, 500	456, 200	
50	244, 400	279, 500	322, 700	370, 300	388, 900	415, 800	456, 600	
51	245, 000	280, 200	323, 900	371, 000	389, 500	416, 100	457, 000	
52	245, 500	280, 900	325, 100	371, 600	390, 200	416, 400	457, 300	
53	246, 000	281, 500	326, 400	372, 000	390, 600	416, 600	457, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	372, 600	391, 200	416, 900	458, 000	
55	246, 700	282, 800	328, 600	373, 300	391, 800	417, 200	458, 300	
56	247, 000	283, 500	329, 700	374, 000	392, 300	417, 500	458, 600	
57	247, 300	284, 100	330, 400	374, 300	392, 700	417, 700	458, 900	
58	247, 600	284, 800	331, 300	375, 000	393, 300	418, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	375, 700	393, 900	418, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	376, 300	394, 400	418, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	376, 600	394, 800	418, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	377, 100	395, 300	419, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	377, 700	395, 800	419, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	378, 300	396, 400	419, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	378, 600	396, 700	419, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	379, 200	397, 100	420, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	379, 900	397, 500	420, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	380, 500	397, 900	420, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	380, 900	398, 200	420, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	381, 400	398, 500	421, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	382, 000	398, 800	421, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	382, 500	399, 000	421, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	383, 000	399, 200	421, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	383, 600	399, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	384, 100	399, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	384, 400	400, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	384, 800	400, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	385, 300	400, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	385, 700	400, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	386, 100	401, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	386, 500	401, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	387, 000	401, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	387, 400	401, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	387, 800	402, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	388, 100	402, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000	388, 700				
87	256, 300	297, 400	346, 400	389, 300				

88	256, 600	297, 700	346, 800	389, 900				
89	256, 900	298, 000	347, 000	390, 600				
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					
107		303, 300	353, 900					
108		303, 600	354, 200					
109		303, 800	354, 700					
110		304, 200	355, 100					
111		304, 600	355, 500					
112		304, 900	355, 900					
113		305, 100	356, 400					
114		305, 300						
115		305, 600						
116		306, 000						
117		306, 200						
118		306, 400						
119		306, 700						
120		307, 000						
121		307, 400						
122		307, 600						
123		307, 900						
124		308, 200						
125		308, 500						

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給 料月額	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書を削り、同条第2項第6号を削り、同条第3項中「11, 500円」を「13, 000円」に改め、「前項第6号に該当する扶養親族については3, 000円」を削る。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び住居手当」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条の表第9条の4第2項第3号の項を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380, 000」を「392, 000」に、「427, 000」を「440, 000」に、「477, 000」を「492, 000」に、「539, 000」を「555, 000」に、「615, 000」を「634, 000」に改める。

第8条第1項の表中「188, 700」を「192, 000」に、「216, 200」を「219, 500」に、「256, 200」を「260, 000」に、「275, 600」を「279, 700」に改める。

第10条第1項中「第7条から第9条まで」を「第7条から第8条まで」に、「第16条及び第18条」を「及び第16条」に改め、同条第4項中「同項第3号」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「第7条の2から第9条まで」を「第7条の2から第8条まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第18条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「100

分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、給与条例第１８条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」とする。

第１１条第１項中「、第１２条及び第１４条」を「及び第１２条」に改める。

（三郷市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第７条 三郷市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「２６３，０００円」を「２６９，６００円」に、「１９，２００円」を「１９，６００円」に改める。

第６条中「３６２，８００円」を「３７１，９００円」に改める。

（三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第８条 三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間」を「午後１０時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第１９条中「、第６条及び第６条の３」を「及び第６条」に改める。

第９条 三郷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項第１号を次のように改める。

（１）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

第６条第２項第２号中「子及び孫」を「孫」に改める。

（三郷市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第１０条 三郷市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第２０条中「第５項及び第７項から第９項まで、第７条の２、第８条、第９条並びに第９条の３並びに新給与条例第４条第２項、第４項及び第６項」を「第２項及び第４項から第１１項まで、第７条の２並びに第８条」に改める。

附則第 2 2 条中「、第 6 条及び第 6 条の 3」を「及び第 6 条」に改める。
附則第 2 3 条中「及び住居手当」を削る。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条及び第 7 条の規定並びに附則第 2 条、第 3 条及び第 6 条の規定
公布の日

(2) 第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条及び第 1 0 条の規定並びに
附則第 4 条及び第 5 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 第 3 条及び第 9 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第 1 の規定及び第 7 条の規定による改正後の三郷市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

3 改正後の給与条例第 1 7 条第 2 項及び第 3 項並びに第 1 8 条第 2 項の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(会計年度任用職員への準用)

第 3 条 前条の規定は地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の報酬等の支給について準用する。

(号給の切替え)

第 4 条 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表

に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(その他の経過措置の規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表（附則第4条関係）

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	2	1
7	3	1	1	1	3	1
8	4	1	1	1	4	1
9	5	1	1	1	5	1
10	6	2	2	1	6	1
11	7	3	3	1	7	1
12	8	4	4	1	8	1
13	9	5	5	1	9	1
14	10	6	6	2	10	1
15	11	7	7	3	11	1
16	12	8	8	4	12	1
17	13	9	9	5	13	1
18	14	10	10	6	14	1
19	15	11	11	7	15	1
20	16	12	12	8	16	1
21	17	13	13	9	17	1
22	18	14	14	10	18	1
23	19	15	15	11	19	1
24	20	16	16	12	20	2
25	21	17	17	13	21	2
26	22	18	18	14	22	2
27	23	19	19	15	23	2

28	24	20	20	16	24	3
29	25	21	21	17	25	3
30	26	22	22	18	26	3
31	27	23	23	19	27	3
32	28	24	24	20	28	3
33	29	25	25	21	29	3
34	30	26	26	22	30	4
35	31	27	27	23	31	4
36	32	28	28	24	32	4
37	33	29	29	25	33	4
38	34	30	30	26	34	4
39	35	31	31	27	35	4
40	36	32	32	28	36	4
41	37	33	33	29	37	4
42	38	34	34	30	38	5
43	39	35	35	31	39	5
44	40	36	36	32	40	5
45	41	37	37	33	41	5
46	42	38	38	34	42	5
47	43	39	39	35	43	5
48	44	40	40	36	44	5
49	45	41	41	37	45	5
50	46	42	42	38	46	5
51	47	43	43	39	47	5
52	48	44	44	40	48	5
53	49	45	45	41	49	5
54	50	46	46	42	50	5
55	51	47	47	43	51	5
56	52	48	48	44	52	5
57	53	49	49	45	53	5
58	54	50	50	46	54	5
59	55	51	51	47	55	5
60	56	52	52	48	56	5
61	57	53	53	49	57	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		

73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

一般職の国家公務員の俸給月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数との権衡を考慮し、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

議案第 7 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

(三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第4条 三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び第3条の規定並びに次条の規定 公布の日

(2) 第2条及び第4条の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定（以下「新市長等給与等条例」という。）は、令和6年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「新教育長給与等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第2条 新市長等給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新市長等給与等条例の規定による給与の内払とみなす。
- 2 新教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の三郷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新教育長給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

一般職の職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定との権衡を考慮し、市長及び副市長並びに教育長に対して支給する期末手当の支給月数を改定したいので、この案を提出するものである。

議案第 8 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前条」を「第8条」に改め、同条第3項中「前条」を「第8条」に改め、同条第4項中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改め、同条を第8条の2の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定

により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条第2項第15号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看

護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

2 施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする新条例第8条の2の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

育児又は介護を行う職員の柔軟な働き方の実現を図り、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、この案を提出するものである。

議案第 9 号

三郷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

三郷市手数料徴収条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第61号中「1件につき 次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号イ及びウ中「、500平方メートル以下」を削り、同条第62号中「1件につき 次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号ア及びイ中「、500平方メートル以下」を削り、同号エ(ア)b中「、500平方メートル以下」を削り、同号エを同号オとし、同号ウ(ア)b中「、500平方メートル以下」を削り、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ

（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準に適合するもの

（ア）一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 29,000円

b 200平方メートル以上のもの 33,000円

（イ）住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 59,000円

b 300平方メートル以上のもの 100,000円

第2条第64号中「1件につき 次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号イ及びウ中「、500平方メートル以下」を削り、同条第65号中「1件につき 次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号ア及びイ中「、500平方メートル以下」を削り、同号エ(ア)b中「、500平方メートル以下」を削り、同号エを同号オとし、同号ウ(ア)b中「、500平方メートル以下」を削り、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準に適合するもの

（ア）一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 14,500円

b 200平方メートル以上のもの 16,500円

（イ）住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 29,500円

b 300平方メートル以上のもの 50,000円

第2条第67号中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「同法第35条第1項の認定」を「同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定」に、「1件につき 次に掲げる床面積（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。第68号から第72号までにおいて同じ。）の区分に応じそれぞれ」を「申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。次号イ、第69号ア（イ）及びウ（イ）、第70号ア（イ）及びウ（イ）、第71号イ並びに第72号ア（イ）及びウ（イ）において同じ。）が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

（ア）300平方メートル未満のもの 11,000円

（イ）300平方メートル以上のもの 23,000円

第2条第67号に次のように加える。

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。次号ウ、第69号エ（ア）及びオ（ア）、第70号エ（ア）及びオ（ア）、第71号ウ並びに第72号エ（ア）及びオ（ア）において同じ。）が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定

める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 300平方メートル以上のもの 19,000円

第2条第68号中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、「に基づく」の次に「同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。）の変更に係る」を加え、「同法第36条第1項の変更の認定」を「同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定」に、「1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ」を「申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 2,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 300平方メートル以上のもの 11,500円

第2条第68号に次のように加える。

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 300平方メートル以上のもの 9,500円

第2条第69号中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に、「同法第35条第1項の認定」を「同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定」に、「1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ」を「申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 102,000円

b 300平方メートル以上のもの 130,000円

第2条第69号イ(イ)を削り、同号イを同号オとし、同号ア(ア)を次のよう

に改める。

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 267,000円

b 300平方メートル以上のもの 334,000円

第2条第69号ア(イ)を削り、同号アを同号エとし、同号にアからウまでとして次のように加える。

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号

イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 40,000円

b 200平方メートル以上のもの 44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 80,000円

b 300平方メートル以上のもの 135,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号

イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 20,000円

b 200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 38,000円

b 300平方メートル以上のもの 66,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号

イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ

次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 29,000円

b 200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 59,000円

b 300平方メートル以上のもの 100,000円

第2条第70号中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、「に基づく」の次に「建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る」を加え、「同法第36条第1項の変更の認定」を「同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定」に、「1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ」を「申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 51,000円

b 300平方メートル以上のもの 65,000円

第2条第70号イ(イ)を削り、同号イを同号オとし、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 133,500円

b 300平方メートル以上のもの 167,000円

第2条第70号ア(イ)を削り、同号アを同号エとし、同号にアからウまでとして次のように加える。

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 20,000円

b 200平方メートル以上のもの 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 40,000円

b 300平方メートル以上のもの 67,500円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 10,000円

b 200平方メートル以上のもの 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 19,000円

b 300平方メートル以上のもの 33,000円

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 14,500円

b 200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 29,500円

b 300平方メートル以上のもの 50,000円

第2条第71号中「建築物省エネ法施行規則第11条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第13条」に、「同法第35条第1項」を「建築物省エネ法第30条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ

れ」を「申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅 2, 500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 5, 500円

(イ) 300平方メートル以上のもの 11, 500円

第2条第71号に次のように加える。

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 5, 500円

(イ) 300平方メートル以上のもの 9, 500円

第2条第72号中「第11条」を「第13条」に、「同法第35条第1項」を「建築物省エネ法第30条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「1件につき 次に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ」を「申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 51, 000円

b 300平方メートル以上のもの 65, 000円

第2条第72号イ(イ)を削り、同号イを同号オとし、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 133, 500円

b 300平方メートル以上のもの 167, 000円

第2条第72号ア(イ)を削り、同号アを同号エとし、同号にアからウまでとして次のように加える。

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

- (ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 200平方メートル未満のもの 20,000円
 - b 200平方メートル以上のもの 22,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 300平方メートル未満のもの 40,000円
 - b 300平方メートル以上のもの 67,500円
- イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 200平方メートル未満のもの 10,000円
 - b 200平方メートル以上のもの 11,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 300平方メートル未満のもの 19,000円
 - b 300平方メートル以上のもの 33,000円
- ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 200平方メートル未満のもの 14,500円
 - b 200平方メートル以上のもの 16,500円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 300平方メートル未満のもの 29,500円
 - b 300平方メートル以上のもの 50,000円

第2条第73号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「建築物省エネ法第35条第1項各号」を「同法第30条第1項各号」に改め、同号イ

中「次号ア(イ)、第76号イ及び第77号ア(イ)」を「次号ア(イ)及びウ(イ)、第76号イ並びに第77号ア(イ)及びウ(イ)」に改め、同号イ及びウ中「、500平方メートル以下」を削り、同条第74号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「建築物省エネ法第35条第1項各号」を「同法第30条第1項各号」に改め、同号ア及びイ中「、500平方メートル以下」を削り、同号エ(ア)b中「、500平方メートル以下」を削り、同号エを同号オとし、同号ウ(ア)b中「、500平方メートル以下」を削り、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 29,000円

b 200平方メートル以上のもの 33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 59,000円

b 300平方メートル以上のもの 100,000円

第2条第75号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条第76号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「建築物省エネ法第35条第1項各号」を「同法第30条第1項各号」に改め、同号イ及びウ中「、500平方メートル以下」を削り、同条第77号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「建築物省エネ法第35条第1項各号」を「同法第30条第1項各号」に改め、同号ア及びイ中「、500平方メートル以下」を削り、同号エ(ア)b中「、500平方メートル以下」を削り、同号エを同号オとし、同号ウ(ア)b中「、500平方メートル以下」を削り、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満のもの 14,500円

b 200平方メートル以上のもの 16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満のもの 29,500円

b 300平方メートル以上のもの 50,000円

第2条第78号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条中第79号及び第80号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三郷市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）等の改正により、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第10号

三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三郷市国民健康保険税条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の7.2」に改める。

第5条中「29,000円」を「32,800円」に改める。

第5条の3中「100分の2.2」を「100分の2.5」に改める。

第5条の4中「9,000円」を「11,600円」に改める。

第6条中「100分の1.9」を「100分の2.2」に改める。

第7条中「11,500円」を「13,700円」に改める。

第19条第1項中「20万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「20,300円」を「22,960円」に改め、同号イ中「6,300円」を「8,120円」に改め、同号ウ中「8,050円」を「9,590円」に改め、同項第2号ア中「14,500円」を「16,400円」に改め、同号イ中「4,500円」を「5,800円」に改め、同号ウ中「5,750円」を「6,850円」に改め、同項第3号ア中「5,800円」を「6,560円」に改め、同号イ中「1,800円」を「2,320円」に改め、同号ウ中「2,300円」を「2,740円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,350円」を「4,920円」に改め、同号イ中「7,250円」を「8,200円」に改め、同号ウ中「11,600円」を「13,120円」に改め、同号エ中「14,500円」を「16,400円」に改め、同項第2号ア中「1,350円」を「1,740円」に改め、同号イ中「2,250円」を「2,900円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「4,640円」に改め、同号エ中「4,500円」を「5,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の三郷市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

国民健康保険制度の健全で安定的な財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正したいので、この案を提出するものである。

議案第 11 号

三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第 12 号

三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項中「前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第 1 号中「当該地域型保育事業者」を「地域型保育事業者」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著

しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

(三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前

項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しく

は小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第 13 号

三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請 手数料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例(平成12年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「工作物」を「建築設備及び工作物」に改める。

別表1の部中「対する審査」の次に「(2の部及び3の部に規定する審査を除く。)」を加え、同部アの項中「以下」の次に「この部」を加え、「7,000円」を「8,000円」に改め、同部イの項中「14,000円」を「20,000円」に改め、同部ウの項中「24,000円」を「34,000円」に改め、同部エの項中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同部中ケの項をコの項とし、オの項からクの項までをカの項からケの項までとし、エの項の次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円
-------------------------------------	---------

別表中19の部を28の部とし、18の部を27の部とし、17の部を26の部とし、同部の前に次の2部を加える。

24 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円
25 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	27,000円

別表中16の部を23の部とし、11の部から15の部までを7部ずつ繰り下げる。

別表10の部アの項中「この項」を「この部」に改め、同部を同表17の

部とし、同表 9 の部アの項中「この項」を「この部」に改め、同部を同表 1 6 の部とし、同表 5 の部から 8 の部までを 7 部ずつ繰り下げ、同表 1 2 の部の前に次の 1 部を加える。

1 1 建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 1 8 条第 3 8 項第 1 号若しくは第 2 号（これらの規定を同法第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1 2 0, 0 0 0 円
---	---------------------------------	----------------

別表 4 の部中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、「の申請に対する検査」を削り、同部を同表 1 0 の部とし、同部の前に次の 3 部を加える。

7 建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料	6 の部アの項からコの項までの額に、昇降機 1 基ごとに 1 7, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、1 0, 0 0 0 円）を加算した金額
8 建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	6 の部アの項からコの項までの額（昇降機を含む建築物については、7 の部の額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする 1 の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この部において同じ。）が 3 0 平方メートル以内のもの 3, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの 5, 0 0 0 円 ウ 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの 6, 0 0 0 円 エ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの 7, 0 0 0 円
9 建築基準法第 8 7 条の 4 において準用する同法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	ア 昇降機の場合 1 基ごとに 1 7, 0 0 0 円（小荷物専用昇降機については、1 0, 0 0 0 円） イ 昇降機以外の建築設備の場合 1 の建築設備ごとに 1 7, 0 0 0 円

別表 3 の部事務の種別の欄中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」

に改め、「完了検査」の次に「（７の部及び８の部に規定する完了検査を除く。）」を加え、同部アの項中「床面積の合計」の次に「（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この部において同じ。）」を加え、「１４，０００円」を「１５，０００円」に改め、同部イの項中「１７，０００円」を「２４，０００円」に改め、同部ウの項中「２４，０００円」を「３４，０００円」に改め、同部エの項中「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「３５，０００円」を「３７，０００円」に改め、同部中ケの項をコの項とし、オの項からクの項までをカの項からケの項までとし、エの項の次に次のように加える。

オ 床面積の合計が３００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの ４２，０００円

別表中３の部を６の部とし、２の部を５の部とし、１の部の次に次の３部を加える。

２ 建築基準法第６条第１項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第１８条第２項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イの項からエの項までに掲げる場合を除く。） １の部アの項からコの項までの額に、昇降機１基ごとに １４，０００円（小荷物専用昇降機については、５，０００円）を加算した金額
		イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 １の部アの項からコの項までの額に、計画の変更をする昇降機１基ごとに ７，０００円（小荷物専用昇降機については、４，０００円）を加算した金額
		ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 １の部アの項からコの項までの金額
		エ 確認を受けた昇降機のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機１基ごとに ７，０００円（小荷物専用昇降機については、４，０００円）
３ 建築基準法第６条第１項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第１８条第２項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１１条第１項ただし書（同条第２項において準用する場合を	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	申請に係る特定建築行為を行おうとする１の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。） １の部アの項からコの項までの額（昇降機を含む建築物については、２の部アの項からエの項までの額）に、次に定める額を加算した金額 （ア）一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為に限る。)		a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 43,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。) 1の部アの項からコの項までの額(昇降機を含む建築物については、2の部アの項からエの項までの額)に、次に定める額を加算した金額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 21,500円
4 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 昇降機を設置する場合(イの項に掲げる場合を除く。) 1基ごとに 14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円) イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基ごとに 7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円) ウ 昇降機以外の建築設備を設置する場合(エの項に掲げる場合を除く。) 1の建築設備ごとに 14,000円 エ 昇降機以外の確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機以外の建築設備を設置する場合 1の建築設備ごとに 7,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三郷市建築基準法の規定に基づく建築物の建築等に係る確認申請手数料等の徴収に関する条例（以下「新条例」という。）別表 1 の部（次項に掲げるものを除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表 1 の部（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、2 の部（イの項からエの項までの規定に限る。）、4 の部（イの項及びエの項の規定に限る。）及び 6 の部から 9 の部までの規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）等の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものである。

議案第 14 号

三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（単位：千円）

勤務年数 階級	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団 長	239	344	459	594	779	979	1,079
副 団 長	229	329	429	534	709	909	1,009
分 団 長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班 長	204	283	358	438	564	734	834
団 員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の三郷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）の改正に伴い、退職報償金の支給額を増額したいので、この案を提出するものである。

議案第 15 号

令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度三郷市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 16 号

令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 17 号

令和 6 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度三郷市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第18号

令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度三郷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊の
とおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 19 号

令和 7 年度三郷市一般会計予算

令和 7 年度三郷市一般会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 20 号

令和 7 年度三郷市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度三郷市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 2 1 号

令和 7 年度三郷市介護保険特別会計予算

令和 7 年度三郷市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 22 号

令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度三郷市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 23 号

令和 7 年度三郷市上水道事業特別会計予算

令和 7 年度三郷市上水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

議案第 24 号

令和 7 年度三郷市公共下水道事業特別会計予算

令和 7 年度三郷市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

三郷市長 木 津 雅 晟

